

貝塚市消防長告示第1号

大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のとおり告示する。

平成27年3月24日

貝塚市消防長

大規模なものとして消防長が別に定める要件を定める告示

- 1 貝塚市火災予防条例（昭和37年貝塚市条例第24号）第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次のいずれにも該当するものとする。
 - （1） 大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。
 - （2） 主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。